

を発行（年6回、各号約4,800部）し、それぞれ全国の視覚障害者情報提供施設協会、日本盲人会連合、特別支援学校、都道府県立図書館、地方公共団体等、約3,000か所に配布している。（図表7-13）

ウ 字幕付きビデオ及び点字版パンフレット等の作成

法務省刑事局では、犯罪被害者やその家族、さらに一般の人々に対し、検察庁における犯罪被害者の保護・支援のための制度について分かりやすく説明したDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を全国の検察庁に配布しているが、説明のポイントにテロップを利用しているほか、全編に字幕を付すなどしており、聴覚障害のある人も利用できるようになっている。

また、犯罪被害者等向けパンフレットの点字版及び同パンフレットの内容を音声で録音したCDを作成し、全国の検察庁及び点字図書館等へ配布を行い、視覚障害者の方々に情報提供している。

法務省の人権擁護機関では、各種人権課題に関する啓発広報ビデオを作成する際に、字幕付ビデオも併せて作成するとともに、啓発冊子等に、音声コード（専用の機械に取り出せることにより、本文の音声読み上げを行うことができるコード）を導入し、視覚障害のある人も利用できるようにしている。

エ 国政選挙における配慮

国政選挙においては、平成15年の公職選挙法改正により、郵便等投票の対象者が拡大されるとともに、代理記載制度が創設されているほか、点字による「候補者名簿及び名簿届出政党等名簿」の投票所等への備付け、投票用紙に点字で選挙の種類を示す取組、点字版やカセットテープ、コンパクトディスク等の音声版による候補者情報の提供、投票所にお

ける車いす用スロープの設置や点字器の備え付け等により、障害のある人が投票を行うために必要な配慮を行っている。また、政見放送における取組として、衆議院比例代表選挙及び都道府県知事選挙にあつては、手話通訳の付与、参議院比例代表選出議員選挙にあつては、手話通訳及び字幕の付与、衆議院小選挙区選出議員選挙にあつては、政見放送として政党が作成したビデオを放送することができ、政党の判断により手話通訳や字幕をつけることができることとしている。

（3）字幕放送等の推進

視聴覚障害のある人が、放送を通じて情報を取得し、社会参加していく上で、字幕放送、解説放送、手話放送の普及は重要な課題であり、総務省においては、その普及を推進している。

平成9年の放送法改正により、字幕番組、解説番組をできる限り多く放送しなければならないとする努力義務規定を設けるとともに、その趣旨を踏まえ、平成19年までの10年間に於いて、対象となる放送番組のすべてに字幕を付与すること等を目標とする「字幕放送普及行政の指針」を策定した。

平成19年10月には、新たに解説放送に係る普及目標等を追加した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定し、平成24年10月



聴覚障害者情報提供施設(福)聴力障害者情報文化センター

に見直しを実施した。同指針においては平成29年度までに、字幕放送については対象放送番組のすべてに字幕付与、大規模災害等緊急時放送については、できる限りすべてに字幕付与、解説放送については対象放送番組の10%に解説を付与、手話放送については実施時間をできる限り増加させる等の普及目標を定めており、その達成に向けて、放送事業者の取組を促している。なお、字幕番組の制作費等の一部助成も行っている。

また、平成26年1月から「スマートテレビ時代における字幕等の在り方に関する検討会」を開催し、字幕付きCMの普及に向けた具体的方策等について検討を行い、同年7月に取りまとめを公表した。この取りまとめを受けて、字幕付きCMの普及を図ることを目的とする「字幕付きCM普及推進協議会」が、日本アドバタイザーズ協会、日本広告業協会、日本

民間放送連盟により同年10月に設立され、セミナーなど普及啓発の取組が進められているとともに、字幕付きCMの拡充が図られている。

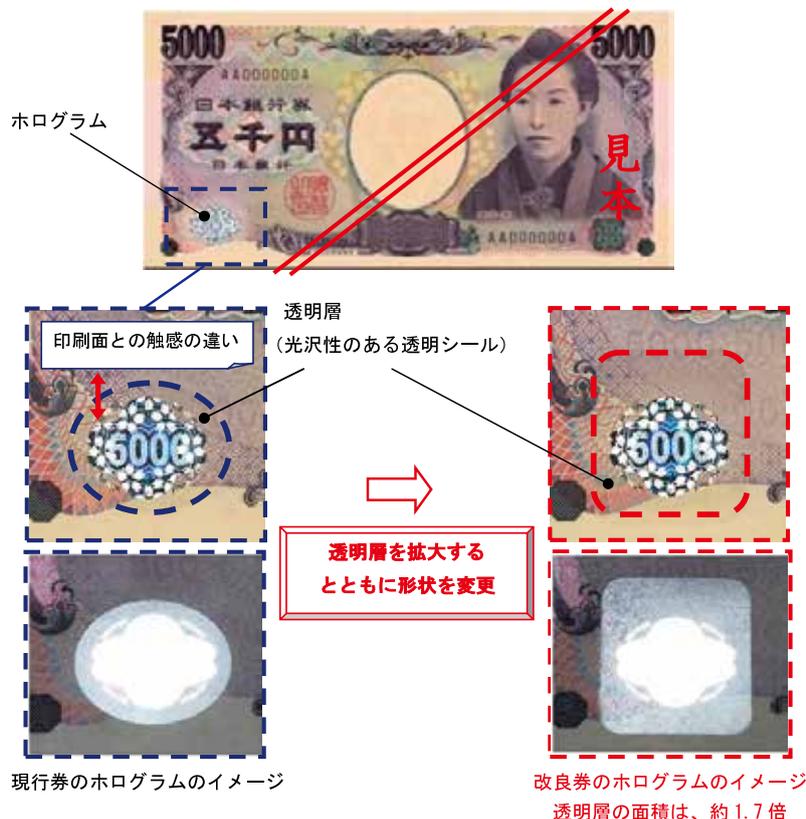
経済産業省では、日本映画の字幕付与について、映画関係団体とともに引き続き取組を促進することとしている。

聴覚障害のある人のために、字幕（手話）入り映像ライブラリーや手話普及のための教材の制作貸出し、手話通訳者等の派遣、情報機器の貸出し等を行う聴覚障害者情報提供施設については、全都道府県での設置を目指し、その整備を促進している。

(4) 日本銀行券の券種の識別性向上に向けた取組

日本銀行券（いわゆる、お札）については、昭和59年に発行開始した前シリーズのもの以降、視覚障害のある人が券種を識別する手段

■ 図表7-14 五千円券の改良内容



資料：財務省

として「識別マーク」を施している。しかしながら、視覚障害のある人からは、同マークがわかりにくいいため券種の識別が行いにくいとして、改善を求める要望が寄せられてきた。

これを受け、財務省は、国立印刷局、日本銀行とともに、現行の日本銀行券がより使いやすいものとなるよう、平成25年4月26日に「日本銀行券の券種の識別性向上に向けた取組み」を公表した。その後、具体的な3つの取組として、①改良五千円券の発行（平成26年5月12日発行開始）や、②アイフォーン用の券種識別アプリ（言う吉くん）の提供（平成25年12月3日配信開始）、③券種識別専用機器について民間企業等へ技術情報の提供を行った（平成26年度中に民間企業2社が製品化）。

なお、財務省、国立印刷局、日本銀行では、将来の日本銀行券改刷が視覚障害のある人にとっての券種の識別性の大幅な向上につながるものとなるよう、関係者からの意見聴取、海外の取組状況の調査等、様々な観点からの検討を実施する。

4. コミュニケーション支援体制の充実

(1) 手話や点訳等によるコミュニケーション支援

地域生活支援事業においては、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣や設置、点訳や音声訳等による支援などを行う意思疎通支援事業や、点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記者、手話奉仕員及び手話通訳者等の養成研修が実施されている。平成25年4月に施行された障害者総合支援法における地域生活支援事業では、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を都道府県の必須事業とす

るとともに、派遣を行う事業についても市町村で実施できない場合などは都道府県が実施する仕組みとし、意思疎通支援の強化を図っている。

各都道府県警察においては、聴覚に障害のある人のための字幕スーパー入り講習用映画の活用や手話通訳員の確保に努めている。また、言語での意思伝達を困難とする人たちと警察官とのコミュニケーションを円滑にするため、協力団体から提供された「コミュニケーション支援ボード」を全国の交番、パトカー等に配備し、活用している。

(2) コミュニケーション支援用絵記号及びアクセシブルミーティング

日本工業標準調査会（JISC）は、文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号に関する規格を「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIST0103）」として制定し、平成22年に障害のある人が会議に参加しやすいように主催者側の配慮事項を「アクセシブルミーティング（JIS S0042）」として規格を制定した。

コミュニケーション支援用絵記号の例

【絵記号の例】



わたし



あなた



感謝する



助ける

【絵記号による意思伝達の例】



朝起きたら、顔を洗って歯を磨いてください。

(注) コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T0103) には参考として約300の絵記号の例を取載しており、これらは公益財団法人共用品推進機構のホームページから無償でダウンロードすることができます。(http://www.kyoyohin.org/)